○農林水産省告示第三百九十二号

出願公表後に名称変更がなされたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十六条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成三十年二月二十三日

農林水産大臣　齋藤　健

品種登録出願の番号及び年月日	出願公表年月日	変更前の出願品種の名称	変更後の出願品種の名称
第30177号 平成27年5月12日	平成28年3月29日	RED MAGIC	BREZ15153
第30370号 平成27年8月7日	平成27年11月27日	SP 11 FJ 1	DOS 11 FJ 1
第30425号 平成27年9月3日	平成27年12月22日	レッドキャンディー	ディアレスト

○農林水産省告示第三百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年二月二十三日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県栗東市上砥山字下代七二五から七二七まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字下代七二五から七二七まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び栗東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年二月二十三日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県栗東市下戸山字宮ヶ谷一〇八六の一・一〇八七の一・一〇九六の一・一〇九七の一・一一〇三の一・一一〇六の一・一一〇七の一・一一一〇の一・一一一〇の二（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇八一、一〇八二、一〇八三の一、一〇八四の一から一〇八四の三まで、一〇八六の二、一〇八八の二、一〇九〇の一、一〇九〇の二、一〇九一、一〇九三、一〇九六の二、一〇九七の二、一〇九七の三、一〇九九から一一〇一まで、一一〇四の一、一一〇四の三、一一〇五の一、一一〇五の四、一一〇五の五、一一一〇の一七、一一二七の一、一一二七の九、一一二七の一〇、一一三〇、一一三六、一一四八の一、一一九四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び栗東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年二月二十三日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県米原市柏原字西谷二五八八（次の図に示す部分に限る。）、二五八九から二五九一まで、二五九二の一、二五九三、二五九四の一から二五九四の三まで、二五九五、二五九五の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び米原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年二月二十三日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県栗東市上砥山字日ノ口二三〇の一、二三〇の二、字妹ヶ谷二〇四一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び栗東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第二百七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年二月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

餌釣川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

秋田県大館市餌釣

字屋敷　一一七番三及び一一七番四

一一八番二

一一三番三

一四番二及び一四番三

一五番二及び一五番三

一五番五及び一五番六

一六番三及び一六番四

一七番二から一七番五まで

一八番一及び一八番二

一九番二及び一九番三

二〇番二から二〇番四まで

二一番二

二二番六

三六番二

三七番二から三七番四まで

三八番二

三九番二

四〇番二

四六番二

四八番二

四九番二

五一番二から五一番四まで

五二番二及び五二番三

六〇番二から六〇番四まで

六一番二

六七番九及び六七番一〇

六八番六

六九番三